②　ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

⑺　捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タッグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第９条第１項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

⑻　捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

⑼　保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

３　学術研究を目的とする場合

⑴　学術研究

①　研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1)　主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2)　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3)　主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4)　研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

②　許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③　鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

④　期間

１年以内。

⑤　区域

研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥　方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

1)　法第12条第１項又は第２項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

2)　殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

⑦　捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1)　殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2)　個体識別のため、指切り、ノーズタッグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

3)　電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

⑵　標識調査（環境省足環を装着する場合）

①　許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）